

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 外国法事務弁護士等による国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理の規定の整備

一 「国際仲裁事件」の定義規定の見直し

「国際仲裁事件」は、民事に関する仲裁事件であつて、次のいずれかに該当するものをいうものとすること。（第二条第十一号関係）

1 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

2 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

3 外国を仲裁地とするもの

二 「国際調停事件」の定義規定の新設

「国際調停事件」は、民事に関する調停事件（民事に関するあつせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）であつて、次のいずれかに該当するものをいうものとする旨の規定を設けるものとする。 （第二条第十一号の二関係）

1 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

2 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（

当事者が合意により定めたものに限る。)が日本法以外の法であるもの

三 外国法事務弁護士等による国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續についての代理

外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び外国弁護士(外国法事務弁護士でない者であつて、第五十八条の二に定める要件を満たす者に限る。)は、次に掲げる手續についての代理を行うことができ
るものとする。 (第五条の三、第五十条の八第一項第二号及び第五十八条の二関係)

1 国際仲裁事件の手續(当該手續の進行中に仲裁人が試み、又は当事者間で行われる和解の手續を含む。)及び当該国際仲裁事件に係る仲裁合意の対象とされた民事上の紛争に関する調停の手續(あつせんの手続を含み、民間事業者によって実施されるものに限る。)

2 国際調停事件の手續(民間事業者によって実施されるものに限る。)

第二 外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和

外国法事務弁護士となるための承認の基準の一つである職務経験要件について、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人(以下第二において「弁護士等」という。)に雇用され、かつ、当該弁護士等に対し

資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は、通算して二年を限度として外国弁護士としての職務の経験とみなすものとする。 (第十条第二項関係)

第三 弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人制度の創設等

一 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設 (第六章関係)

1 設立

弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、第六章の定めるところにより、共同して、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を設立することができるものとする。 (第六十八条関係)

2 名称

弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人という文字を使用しなければならないものとする。 (第六十九条関係)

3 社員の資格

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員は、弁護士又は外国法事務弁護士でなければならないものとし、業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者など一定の事由に該当する

者は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となることができないものとする。 (第七十条 関係)

4 業務の範囲

弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士法第三条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができるものとする。 (第七十一条関係)

5 設立の手續

弁護士・外国法事務弁護士共同法人を設立するには、その社員になろうとする弁護士及び外国法事務弁護士が、共同して定款を定めなければならないものとし、弁護士法第三十条の八第二項及び第三項の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の定款について準用するものとする。 (第七十条関係)

6 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会

弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、その成立の時に、主たる法律事務所のある地域の弁護

士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人が定款に記載した
弁護士会）及び日本弁護士連合会に入会するものとし、第四十二条第一項及び弁護士法第三十六条の
二第二項から第七項までの規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人について準用するものとする
こと。（第七十三条関係）

7 業務の執行

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の弁護士である社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、
全て業務を執行する権利を有し、義務を負うものとし、第六十二条の規定は、弁護士・外国法事務弁
護士共同法人の外国法事務弁護士である社員の業務の執行について準用するものとする。（第七
十四条関係）

8 法人の代表

(一) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務を執行する社員は、各自弁護士・外国法事務弁護士共
同法人を代表するものとする。（第七十五条第一項関係）

(二) 前記(一)は、定款又は総社員の同意によって、業務を執行する社員中特に弁護士・外国法事務弁護

士共同法人を代表すべき社員を定めることを妨げないものとする。ただし、定款又は総社員の同意によっても、代表すべき社員の全員を外国法事務弁護士である社員と定めることができないものとする。 (同条第二項関係)

(三) 弁護士である社員のみが執行することのできる業務については、前記(一)及び(二)にかかわらず、業務を執行する社員(定款又は総社員の同意により当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表すべき社員を定めた場合にあつては、その社員)のうち弁護士である社員のみが各自弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表するものとする。 (同条第三項関係)

(四) 弁護士法第三十条の十三第三項から第五項までの規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表する社員について準用するものとする。 (第七十五条第四項関係)

9 外国法事務弁護士である社員の資格の表示

弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、外国法事務弁護士である社員が業務を執行するに際しては、当該社員に、外国法事務弁護士の名称を用いさせ、かつ、その名称に原資格国の国名を付加させなければならぬものとする。 (第七十六条関係)

10 法律事務所

(一) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の事務所は、法律事務所と称するものとする。 (第七十条第一項関係)

(二) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、その法律事務所の名称中に当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称を用いなければならないものとする。 (同条第二項関係)

(三) 法律事務所は、その弁護士・外国法事務弁護士共同法人の所属弁護士会の地域内に設けなければならないものとする。 (同条第三項関係)

11 権限外法律事務の取扱いについての業務上の命令及び不当関与の禁止等

(一) 外国法事務弁護士である社員は、自己の権限外法律事務の取扱いについて、使用人である弁護士又は外国法事務弁護士に対し、業務上の命令をしてはならないものとし、これに違反してされた命令を受けて、外国法事務弁護士である社員が権限外法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが業務上の命令に従ったものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができないものとする。 (第七十八条第一項及び第二項関係)

(二) 外国法事務弁護士である社員は、弁護士である社員又は弁護士若しくは外国法事務弁護士である使用人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士である社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならないものとする。 (同条第三項関係)

12 弁護士の雇用に係る届出

(一) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士を雇用しようとするときは、あらかじめ、当該雇用に係る弁護士の氏名及び勤務する法律事務所その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならぬものとする。前記届出をした弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、当該届出に係る事項のうち、日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときはあらかじめ、又は弁護士を雇用することをやめたときは遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする。 (第七十九条第一項から第三項まで関係)

(二) 日本弁護士連合会は、前記(一)の届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の所属弁護士会及び当該雇用に係る弁護士の所属弁護士会に書面により通知し

なければならぬものとする。 (同条第四項関係)

13 弁護士法の準用

弁護士法の所要の規定を弁護士・外国法事務弁護士共同法人に準用するものとし、所要の読替規定を設けるものとする。 (第八十条第一項関係)

二 他の種類の法人への変更及び他の種類の法人との合併 (第七章関係)

1 他の種類の法人への変更

(一) 次の(1)及び(2)に掲げる法人は、当該(1)及び(2)に定める定款の変更をすることにより、弁護士・外

国法事務弁護士共同法人となるものとする。 (第八十一条第一項関係)

(1) 弁護士法人 外国法事務弁護士を社員として加入させる定款の変更

(2) 外国法事務弁護士法人 弁護士を社員として加入させる定款の変更

(二) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、当該(1)及び(2)に定める

法人となるものとする。 (同条第二項関係)

(1) 弁護士である社員が脱退したことにより当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が外国

法事務弁護士である社員のみとなった場合 外国法事務弁護士法人

(2) 外国法事務弁護士である社員が脱退したことにより当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が弁護士である社員のみとなった場合 弁護士法人

(三) 弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人が前記(一)及び(二)により他の種類の法人となったときは、その時から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、他の種類の法人となった旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする。 (同条第三項関係)

2 他の種類の法人との合併

(一) 次の(1)から(3)までに掲げる法人は、総社員の同意があるときは、当該(1)から(3)までに定める法人与合併することができるものとする。 (第八十二条第一項関係)

(1) 弁護士法人 外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

(2) 外国法事務弁護士法人 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

(3) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人 弁護士法人又は外国法事務弁護士法人

- (二) 前記(一)の場合において、合併後存続する法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を除く。）は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人となるものとし、合併により設立する法人は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人でなければならないものとする。こと。（同条第二項関係）
- (三) 合併に関する弁護士法の所要の規定は、前記(一)及び(二)について準用するものとする。こと。（同条第三項関係）

三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設に伴う外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正

1 題名

題名を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」とすること。（題名関係）

2 目的

目的に弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を可能とすることを加えるなど所要の改正を加えるものとする。こと。（第一条関係）

3 定義規定

弁護士・外国法事務弁護士共同法人とは、弁護士法第三条に規定する業務を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して設立した法人をいうものとする。 (第二条第六号関係)

4 指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務

外国法事務弁護士は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である外国法事務弁護士である社員が業務を執行する場合に限る。）の書面による助言を受けてるときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務を行うことができるものとする。 (第六条関係)

5 承認の基準

第十二条第一項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者が国内において雇用主である弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対して行った労務の提供についても、資格取得国において外国弁護士として行った職務の経験とみなすものとする。 (第十二条第二項関係)

6 弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等

弁護士法第三十一条第一項等の規定の適用については、弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士法人とみなすものとする。こと。（第二十二條關係）

7 弁護士会及び日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の綱紀保持に関する規定など一定の事項について、弁護士会及び日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則を定めるものとする。こと。（第二十三條及び第二十四條關係）

8 外国法事務弁護士の議決権

外国法事務弁護士は、所属弁護士会又は日本弁護士連合会が、前記7の事項（弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する事項にあつては、第七十五條第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。）についての会則の制定又は改廃を審議すべき総会を召集するときは、その総会に出席し、意見を述べ、及び議決に加わることができるものとする。こと。（

第四十四條關係）

9 外国法事務弁護士の事務所

外国法事務弁護士の事務所について、弁護士・外国法事務弁護士共同法人に雇用されているときは、その弁護士・外国法事務弁護士共同法人の事務所の使用することができるものとするなど所要の改正を加えるものとする。（第四十六条第三項及び第四項関係）

10 外国法事務弁護士と弁護士・外国法事務弁護士共同法人との外国法共同事業

弁護士・外国法事務弁護士共同法人と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士に関する不当関与の禁止、外国法共同事業に係る届出及び外国法共同事業の表示について所要の改正を加えるものとする。 （第五十一条から第五十三条まで関係）

11 外国法事務弁護士法人の社員の資格等

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員であった者についての外国法事務弁護士法人の社員の資格及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の不当関与の禁止等について所要の改正を加えるとともに、外国法事務弁護士法人の弁護士・外国法事務弁護士共同法人への種類の変更の制限に関する規定を設けるものとする。（第五十八条第二項、第六十条、第八十七条関係）

12 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒（第八章第三節関係）

(一) 懲戒事由及び懲戒権者

弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受けるものとし、その懲戒権者は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会とするものとする。 （第九十二条及び第九十四条第一項関係）

(二) 懲戒の種類

弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒は、戒告、二年以内の弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止又はその法律事務所業務の停止、退会命令、除名の四種とするものとする。 （第九十三条関係）

(三) 懲戒の手續等

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒手續を弁護士法人と同様のものとするなど所要の規定を設けるものとする。 （第九十四条第二項から第九十六条まで及び第一百二条関係）

(四) 外国法事務弁護士法人への種類の変更の制限

懲戒の手續に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、前記二一(二)(1)により外国法事務弁護士法人に種類を変更した場合においても、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒の規定の適用については、懲戒の手續が終了するまで、なお種類を変更していないものとみなすものとする。 (第九十七条関係)

13 虚偽標示等の禁止

弁護士・外国法事務弁護士共同法人でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならず、かつ、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はこれに類似する名称を用いてはならないものとする。 (第一百三三条関係)

14 罰則及び過料

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設に伴い、罰則及び過料について所要の規定を整備するものとする。 (第七百七条、第七百八条及び第七百十一条から第七百十四条まで関係)

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、前記第一及び第二については公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二条から第四条まで関係)

二 関係法律の整備

この法律の施行に伴い、弁護士法等の関係法律の規定の整備をするものとする。 (附則第五条から第三十二条まで関係)